

國學院大學學術情報リポジトリ

日本の伝統文化研究と伝統文化教育の間(平成二十二年度國學院大學人間開発学会第二回大会公開講演会・シンポジウム日本の伝統文化教育の可能性--人間開発学の基盤構築に向けて) --
(公開シンポジウム日本の伝統文化教育と人間開発学の構築--カリキュラム開発を視野に入れて)

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-06 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 太田, 直之 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00001199

発題①

日本の伝統文化研究と伝統文化教育の間

太田 直之

はじめに

平成一八年、およそ六〇年ぶりに教育基本法が改正された。そこでは、現代的な教育課題への対応として、また未来に求められるべき人材像の指針として、教育の目的・目標が明確化され、伝統文化教育が大きな柱として位置づけられることとなった。

新教育基本法前文では、「個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する」(傍線が改正部分)とあって、公共精神の育成、豊かな人間性と創造性の涵養と共に伝統の継承が新たに盛り込まれ、さらには第二条「教育の目標」の第五項として、

伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

が加えられることとなったのである。

こうした法の理念を現実のものとするためには、現在行われている教育の現場における実践的な取組を推進するとともに、これを指導し得る新しい教員養成の在り方を構築することが不可欠であり、前者については教育現場における実践の積み重ねと方法論の共有化が始められているが、後者については未だ全く着手されていない課題として残されているのが現状である。

そこで本稿では、日本の教育の柱としてあらたに設定された伝統文化教育を、教員養成を社会的使命とする國學院大學人間開発学部においてどのように行うべきなのか、新しい課題である伝統文化教育と従来の伝統文化研究との連関という視点から、その糸口を探っていきたい。

1. 学校教育で求められている伝統文化教育とは

最初に、教育基本法改正に伴い学校教育で求められるようになった伝統文化教育とはいかなるものなのか、その具体的な姿を概観しておきたい。

文部科学省では教育基本法および学校教育法改正を踏まえ、

平成二〇年に小・中学校、平成二一年には高等学校を対象とする新学習指導要領を公示し、小学校では平成二三年から、中学校では平成二四年、高等学校では平成二五年より順次完全実施することとなった（小・中学校では平成二一年度より部分的に先行実施）。新学習指導要領における教育内容の改善事項は多岐にわたり、小・中学校と高等学校では少しその内容が異なっているが、共通する大きな柱として、「国語教育の充実」「理数教育の充実」「伝統や文化に関する教育の充実」「道徳教育の充実」「体験活動の充実」などが掲げられている^①。

この内、本稿で考察の対象としている「伝統や文化に関する教育の充実」に関して、文部科学省作成の資料にもとづき、教えられる教科に即して何が求められているのか、改善事項のより具体的な中身を見てみよう。文部科学省が新学習指導要領実施にむけて作成した「幼稚園要領、小・中学校学習指導要領等の改訂のポイント」^②「高等学校学習指導要領の改訂のポイント」によれば、伝統文化教育に関する事項として以下の内容が記載されている。

〔小・中学校〕

・ことわざ、古文・漢文の音読など古典に関する学習を充実【国語】

・歴史教育（狩猟・採集の生活や国の形成、近現代史の重視等）、宗教、文化遺産（国宝、世界遺産等）に関する学習を充実【社会】
・そろばん、和楽器、唱歌、美術文化、和装の取扱いを重視【算数、音楽、美術、技術・家庭】

・武道を必修化【保体／中1・2】

・総合的な学習の時間の学習の例示として、地域の伝統と文化を追加【小学校】

〔高等学校〕

・歴史教育（世界史における日本史の扱い、文化の学習を充実）、宗教に関する学習を充実【地理歴史、公民】
・古典、武道、伝統音楽、美術文化、衣食住の歴史や文化に関する学習を充実【国語、保健体育、芸術「音楽」「美術」、家庭】

ここから特徴としてみてとれるのは、まず伝統文化教育が国語や社会といった特定の教科だけでなく、教育課程全体の取組として位置付けられ、複数の教科の連携によってその実施が求められていることである。これを実現するためには、各教科担任のみでなく学校全体で取組にあたる必要があるであり、新学習指導要領における伝統文化教育の充実は、教育基本法改正をより直接的に反映したものととして、今回の指導要領改訂の目玉として重要な扱いがなされていることが伺える。

次に、角度を変えて、各教科の中で教えるべき内容をみると、過去の日本人の衣食住のあり方をも含めた日本文化の歴史を学ぶことが求められており、広い意味での歴史教育が伝統文化教育の支柱として位置付けられていることがわかる。これは伝統文化というものの性格を考えれば当たり前のこととも言えるが、教育と研究との連関の視点からすると、学問分野としての歴史学の成果をいかにして教育に還元するかが、より一層重要な課題となってくるものといえよう。

もう一つの注目すべき特徴として、伝統文化教育の一環として宗教に関する学習の充実が謳われていることである。日本文

化はもちろん、世界各地の地域や国独自の文化が形成されるにあたっては、その基盤としてそれぞれの宗教や信仰が存在しており、宗教を正しく理解することなしに文化を理解することはできない。他国の文化と宗教に関する正しい知識を獲得することは、教育基本法に謳う、「他国を尊重し国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと」の第一歩なのである。特に、宗教教育については、改正教育基本法第十五条において、「宗教に関する寛容の態度、宗教に関する一般的な教養及び宗教の社会生活における地位は、教育上尊重されなければならない」と、宗教に関する一般的な教養の獲得が新たに明記されており、法改正の趣旨の反映という視点からも宗教に関する学習の充実が、新学習指導要領における教育内容の改善事項に挙げられたものと考えられることができる。

2. 伝統文化教育の現状

それでは、既に実施されている伝統文化教育とはどのようなものなのか、次に現在の伝統文化に関わる教育実践の特徴を見てみたい。

これについては、既に安野功氏が「伝統・文化に関する教育の動向と課題^③」の中で、国立教育政策研究所が平成十八年より実施した「我が国の伝統文化を尊重する教育に関する実践モデル事業」におけるモデル校（小学校四九校・中学校二八校）での実践をもとにした分析を加えている。

安野氏は研究主題に共通するキーワードを抽出し、中心に取り扱う主な題材（表1）、教育課程への位置づけ（表2）を整理

した上で、①研究主題のキーワードとして「体験、ふれる」よき、理解「愛情、愛着」などが高い割合を示すこと、②取り扱われる題材として「伝統音楽」と「祭りや郷土芸能」が多いこと、③教育課程への位置づけでは「総合的な学習の時間」と「音楽」への偏りがみられ、教育課程全体を通じた教育という観点からみるとややバランスを欠き、特に中学校ではこの傾向が強いこと、などを指摘している。

こうした伝統文化教育の実践における、伝統芸能や生活文化、伝統娯楽などを「体験すること」の重視とそれへの偏りは、伝統的な生活文化や社会構造が急激に変化し、児童・生徒達が伝統文化に触れる機会が極端に減少している現代の日本においては止むを得ない現象ともいえ、同様の傾向は他の教育実践にも見ることができると。

例えば、東京都教育委員会が平成一七年度より東京都下の幼稚園・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校を対象に実施している「日本の伝統・文化理解教育推進事業」では、伝統文化教育が必要となる前提と

	俳短民 百人一首	句歌 話一首	祭神能 狂言踊	り楽 言踊	童邦和 太琴三	歌楽鼓 太琴味線	郷土料 和菓装	理子装 和装	武相剣 柔	道撲舞 道	将困折 伝承あそび	棋碁紙 あそび	竹陶友 金和	細工芸 禅箔紙	茶華	道道
小	8	14	17	5	4	11	7	6								
中	1	8	15	4	3	0	1	5								

表1「中心に取り扱う主な題材」安野氏論文より転載

	国	社	算	理	生	音	図	美	家	技	体	道	特	総	外
小	12	14	2	1	18	18	7	*	4	*	6	8	22	49	4
中	1	2	1	1	*	9	*	1	*	7	4	3	4	15	0

表2「教育課程への位置づけ」安野氏論文より転載

単元名	小学校 教科/学年	中学校 教科/学年
色、形、文様—風呂敷に学ぶ(1)	図画/5	総合/2
折る、包む、結ぶ—風呂敷に学ぶ(2)	道徳・総合/3	総合/1
いろいろな文字を読んでみよう	国語/3	国語/2
日本の遊び	生活/2	総合/1
箸と椀	総合/5・6	総合/2
日本の住まい	社会/6	総合/1・2
文化としての日本の音	音楽/5	総合/1・2
江戸・東京を歩く	社会/4	総合/1・2
和の響きを聴く	音楽/5	音楽/特別 支援学級
祭りの魅力	音楽・図画・ 総合/3・4・5	総合/全学年
アニメ絵巻をつくる 鳥獣戯画・北斎漫画からアニメへ	図画/6	理科/選択
世代をつなぐ日本のうた	生活/1・2	音楽/全学年
大相撲と現代生活	体育/全学年	保健体育/ 全学年
着付け・和装	社会/3	社会/2
「道」に学ぶ茶道・華道	総合/3・4	総合/全学年
道具と工具	総合/5・6	技術/1
生活に生き続ける江戸の文化	国語/1	国語・総合/1
武道に学ぶ	総合/6	保健体育/3
折鶴を折る（野口宇宙飛行士による） 宇宙鶴	総合/3・4	総合/1
日本的な感性を味わおう・手作り和楽器に挑戦	総合/4	音楽/1
ジャパンプーティーの企画演出	総合/3	総合/2

表3 東京都「日本の伝統・文化理解推進教育推進事業」指導資料

して、第一に伝統文化について学ぶ機会の減少という問題が掲げられ、事業を推進するための基本視点として、①学校全体で組織的に取り組む、②各教科等との関連を図った計画的・系統的な指導を行う、③身近な内容から入って日本、世界へと視野が拡大できるような学習過程を工夫する、④子どもが背景を理解し、実生活とのかかわりを考えられるようにする、⑤体験的な学習の充実を図る、といったポイントが挙げられている⁴⁾。さらに言えば、こうした伝統文化に触れる機会の減少という事態は、児童・生徒に限らず指導する教員の側にも指摘することができるといえる。同事業の指導資料「日本の伝統・文化理解教育の一層の充実に向けて」⁵⁾の中では、複数の実践事例が紹介されているが、実践を通して教員の変容として、教員側が伝統文化の「よさ」に触れ、これを体感し、知識を深めることができたという声が多く寄せられており、既に現職の教員にとっても、日本の伝統文化とは改めて理解すべきものとなっているのである。

この点は、教員養成という視点から留意すべき事項であろう。また同事業が推進される中で、都立学校では平成一九年度より独自の学校設定教科・科目「日本の伝統・文化」を教育課程内で実施できる措置がなされ、三一単元分の詳細な教材集が作成されている。さらに平成二二年度以降には、新学習指導要領の実施にあわせて、こうして作成された単元例を元にして小・中学校の既存の教育課程の中で活用できる指導資料作成が進められている⁶⁾（表3）。この指導資料は小・中学校の連携・発展を強く意識した意欲的なものであり、その内容もすぐに学校現場で活用できそうな具体的かつ実践的なものである。ただ、該当教科を見ると、小学校では総合的な学習の時間【9】社会・図画・音楽・体育【3】国語・生活【2】道徳【1】、中学校では総合的な学習の時間【11】音楽【3】国語・保健体育【2】社会・理科・技術【1】となっており、ここでも先に安野氏が指摘したのと同じく教育課程全体の取組としてはバランスを欠く傾向

が存在している。

先述したように、現在実施されている教育実践が、まずは児童・生徒が伝統文化に触れ、親しむことを最優先課題とする体験重視となるのは止むを得ないことである。また、総合的な学習の時間以外の各教科において、伝統文化を特に取り上げた実践を行うのは、他の教育内容との関わりを考えれば簡単なことではない。まして、教員にとっても伝統文化というものが自明のものではないという現状を考えれば、こうした課題の解決を現場の努力のみに求めるのは限界があろう。

さらに、こうした伝統文化教育の実践事例を概観して気がつくのは、宗教に関する学習の充実に対応する取組が極めて低調なことである。伝統文化を正しく知るためには宗教に関する学習の深まりが不可欠であることは既に述べた通りだが、日本や外国の宗教に関する理解を促進させるような実践はほとんどなされていない。ただ、近代日本の公教育にとって宗教教育は極めて難しい問題を抱えており、これも学校や教員の創意工夫のみでは解決しえない課題であるといえよう。

ではこうした課題を解決し、伝統文化教育を充実させるためにはどうすればよいのか。一つ重要なことは、伝統文化教育として教えるべき内容をより充実させることであり、教育の基盤となる研究との、より緊密な連携を築くことである。そこで、次章では、伝統文化教育にとって重要な歴史研究と宗教研究と教育との関わりを見てみたい。

3. 伝統文化教育と歴史・宗教研究

歴史研究の分野では、研究と教育との問題について、研究成果をいかに反映させるかといった視点から多くの議論が蓄積されてきている³⁾。

これは、より直接的には研究の成果をどのように教科書に反映させるかといった視点であり、教科書検定や近年の「新しい歴史教科書をつくる会」をめぐる様々な議論など、多くの問題はあるものの、研究者と教育者との活発な議論によって教科書の改善が進められている。具体的な事例を一つあげれば、筆者が学生の頃には鎌倉幕府の成立は源頼朝が征夷大將軍となつた一一九二年とされ、「いい国作ろう鎌倉幕府」という年号の暗記方法は誰でも知っている慣用句となっていたが、鎌倉幕府研究が進んでいく中で、実質的な幕府の成立はこれ以前の一一八五年とする説が有力となり、現在の教科書ではこの説が採用されている。

ただ、伝統文化教育という視点からすると、研究成果の教育への反映は未だ充分とは言えない現状にある。特に近年の歴史学における発展分野である社会史や宗教史については、著しく立ち遅れていると言えよう。例えば、社会史について言えば、伝統文化の基盤となる年中行事や人々のライフサイクルに関する研究が進められ、過去の日本人の生活をより具体的に解明する研究が進められているが、教科書における記述はごくわずかである。宗教史に関しては、前近代の社会において宗教というものがある人々の意識や生活そのものに果たした役割や影響の大きさが様々な視点から明らかにされているが、教科書の記述では

美術・文化的な側面での言及にとどまり、かつ記述内容があまりに断片的に過ぎる。

今後はこうした分野での研究成果が教育に反映されることで、伝統文化教育もより厚みのあるものとなることが期待されるよう。

次に宗教研究と教育についてであるが、この分野ではそもそも学校教育の場で宗教教育は可能なのか、可能であるとすればそれはどのような形か、という根本的な議論が存在している。⁸⁾これは明治日本の近代化と教育との関わりにさかのぼる古くて新しい課題であり、特に戦後は教育基本法第十五条第二項の「国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない」という条文の存在によって、国公立の学校教育現場における宗教教育は半ばタブー視される存在として扱われてきた。⁹⁾

ただ、伝統文化教育との関わりで注目されることは、最近宗教研究者から、文化理解のための宗教教育という視点からの提言が相次いでいることである。例えば土屋博氏は、「学校教育の中心となる知識技術の教育には、当然文化に関する知識が大きな比重を占めなければならず、そこにはいわゆる宗教現象が広くかかわってくる。宗派教育を避けようとして、宗教的知識をも除外してしまうと、学校教育の内容に大きな欠落が生じることになる」と、その重要性を述べている。¹⁰⁾また、井上順孝氏は、「宗教についての知識教育は、歴史、地理、倫理に関する多くの科目ですで行われている。しかし、それらは必ずしも「生きた宗教文化」を学ぶことにつながない」との問題を指摘した上で、新しい宗教教育の枠組みとして「宗教文化

教育」を提言している。¹¹⁾

今後はこうした研究動向に注目しつつ、研究者と教育者の連携を築いていくことが重要であると考えられる。

おわりに

以上、雑駁な記述に終始したが、最後に本稿で見てきたような学校教育における伝統文化教育の現状と、関連する研究分野と教育との関わりの方を踏まえた上で、それでは人間開発学部における伝統文化教育をどのように構想しているのかを述べて、まとめにかえたい。

これについては筆者が担当する、今年度より開講の科目「日本の伝統文化Ⅰ」の講義概要に「授業の内容」としてまとめてあるので、やや長文であるが以下に引用する。

本講義では日本における伝統文化の歴史を大きなテーマとする。ここでいう伝統文化とは、一般的にイメージされる伝統芸能や芸術文化のみを対象とするのではなく、こうした高度に完成された日本文化を生み出す土壌となった、生活に密着した広い文化的事象を伝統文化として捉え、これらを育んできた日本人の心を理解することに重点を置く。例えば日本文化を日本的なものとして特徴づける原動力となった神仏への信仰の在り方や、過去の人々の国土観・時間認識といった生活意識を踏まえ、その上で世界遺産として現代に伝わる神社や寺院がどのように維持されてきたのか、あるいは伝統芸能や年中行事がどのように今ある姿に発展して来たのか、と

いった伝統文化の来歴を解き明かす。こうして伝統文化の形だけではなく、そこに込められた心を理解することで、その意味と本質、現代的意義と未来への継承を考えるための基礎力を養いたい。

この科目では、教員養成を使命とする人間開発学部性格を踏まえ、児童や生徒、あるいはより多くの他者に対して、日本の伝統文化を伝えるために必要となる基礎知識の獲得を目指し、知識理解重視型ともいえるべき形態を敢えてとっている。そして、伝統芸能や伝統的な生活文化、伝統芸術といった伝統文化の個々の形だけではなく、その背景にある生活や信仰のあり方を理解することで、自らの力で伝統文化の意味や本質を吟味することのできる人材の育成を目標としているのである。

とはいえ、本講義の対象となる学生もまた、伝統文化に触れる機会をこれまであまり持たなかった世代に属し、学生の問題関心を喚起するためにも、現在進められている教育実践を参照しながら、伝統文化に触れ、体験することを効果的に盛り込んでいくことも重要である。今後は、他の関連科目との連携をはかりつつ、体験を入口として、より高次な知識理解へと展開し得る、効果的なカリキュラムの開発が課題となると認識している。

註

- (1) 平成二〇年一月一七日中央教育審議会答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について」
- (2) 文部科学省ホームページ <http://www.mext.go.jp/>
- (3) 中村哲編『伝統や文化に関する教育の充実 その方策と実践事例』、

教育開発所、平成二二年。

- (4) 東京都教育庁指導部作成指導資料「日本の伝統・文化理解教育の推進」平成二〇年。以下同事業の資料に関しては、東京都教育委員会ホームページを参照。

(http://www.kyoikumetro.tokyo.jp/buka/shidou/dentou_top.htm)

- (5) 日本の伝統・文化理解教育指導資料「日本の伝統・文化理解教育の一層の充実に向けて」平成二二年三月。

- (6) 東京都教育庁指導部指導企画課発行「伝統・文化ニュース」第8号、平成二二年九月。

- (7) 安田元久監修『歴史教育と歴史学』山川出版社、一九九一年。歴史教育者協議会編『新しい歴史教育② 日本史研究に学ぶ』大月書店、一九九三年。歴史学研究会編『歴史学と歴史教育のあいだ』三省堂、一九九三年。

- (8) 杉原誠四郎『日本の神道・仏教と政教分離―そして宗教教育』文化書房博文社、一九九二年。國學院大學日本文化研究所編・井上順孝責任編集『宗教と教育 日本の宗教教育の歴史と現状』弘文堂、平成九年。

- (9) 註(8) 前掲書。菅原伸郎『宗教をどう教えるか』朝日選書 六三〇、一九九九年。

- (10) 「日本における宗教教育の公共性―「宗教的情操」をめぐる―」『北海学園大学学園論集』一三八号、二〇〇八年。

- (11) 「戦後史における〈価値教育〉―宗教教育・道徳教育の過去と現在―」『教育史学会紀要』五二号、二〇〇九年。

(おたなおゆき・國學院大學人間開発学部健康体育学科准教授)